

都市計画公聴会の開催

都市計画法第 16 条第 1 項及び鎌倉市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、次の相互に密接して関連する 2 件の原案に係る公聴会を一括して開催します。

令和 7 年 1 月 23 日

鎌倉市長

松尾 崇



1 都市計画原案の種類及び名称

- (1) 鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更
- (2) 鎌倉都市計画ごみ処理場の変更

2 都市計画原案に係る土地の区域

鎌倉市大町五丁目 地内

3 公聴会の開催の日時及び場所

令和 7 年 3 月 19 日 (水) 午後 7 時から午後 9 時まで

鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階 講堂 (鎌倉市御成町 18 番 10 号)

4 公述の申出に係る書面の提出方法、提出期間及び提出先

提出方法は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課に持参、郵送または E メール

提出期間は、令和 7 年 1 月 24 日 (金) から 2 月 7 日 (金) まで (郵送及び E メールの場合は必着)

提出先は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

5 都市計画原案の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間は、令和 7 年 1 月 24 日 (金) から 2 月 7 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

縦覧場所は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

6 その他の事項

公述の申出が無かった場合は、公聴会は中止とします。

公述人の数は、最大 10 名程度とし、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により行うものとします。